

令和 7 年度第 1 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 9 月 2 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2 4 1 5〕

① 件 名	新型コロナウイルス感染症予防接種に係る自己負担額の見直しについて							
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	【背景】 本市では、令和 6 年度から 6 5 歳以上の高齢者等に対する定期接種の扱いとなった新型コロナウイルス感染症予防接種について、国から「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金」の交付を受け、秋冬の時期に年 1 回の接種を実施してきたところである。 令和 7 年 4 月、国から令和 7 年度の接種に係る助成は実施しない旨、方針決定したとの連絡があったことから、今後の予防接種提供体制を維持・継続するための適正な自己負担額等について、東松島市、女川町と、今後の市財政への負担の増加に伴う適正な自己負担額等について協議を行った。 【目的】 新型コロナウイルス感染症予防接種に係る自己負担額の見直しを行うもの。							
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	【根拠法令】 予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号） 石巻市新型コロナウイルス感染症予防接種実施要綱（令和 6 年告示第 3 0 9 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第 4 節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進 1 健康づくりを推進する							
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和 6 年 4 月 予防接種法施行令等関係法令の一部改正 令和 7 年 4 月 県を通じ、国は「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成」を実施しない旨の連絡 7 月 新型コロナウイルス感染症予防接種に係る自己負担額について、東松島市及び女川町との協議							
⑤ 主な内容	新型コロナワクチン接種自己負担額を次のように見直す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">自己負担額</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">改 正 後</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">現 行</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">8, 0 0 0 円</td> <td style="text-align: center;">3, 0 0 0 円</td> </tr> </table>		自己負担額	改 正 後	現 行		8, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
自己負担額	改 正 後	現 行						
	8, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円						
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	【影響・効果】 適切な予防接種提供体制の維持・継続を図ることができる。 【市財政への負担】 令和 7 年度 当初予算額（各種予防接種業務委託料総額） 4 9 0, 0 0 0 千円 （財源）一般財源 ※地方交付税措置あり（低所得者分）。							

①接種費用内訳

年度	接種費用	国助成	市負担	自己負担額
令和 6 年度	@15,300 円	8,300 円	4,000 円	3,000 円
令和 7 年度	@15,840 円	—	7,840 円	8,000 円

②財政影響額（令和 6 年度接種実績により算出）

年度	市負担額 (A)	接種見込数 (B)	市負担額合計 (A×B)
令和 6 年度	4,000 円	6,802 人	27,208,000 円
令和 7 年度	7,840 円	6,802 人	53,327,680 円

26,119,680 円の負担増となる。

※自己負担増額に伴う歳出予算減額分については、執行状況と併せて最終補正予算で対応する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内市町の状況【8月8日現在、確認を実施した14市町】

自治体名	自己負担額
東松島市、女川町、仙台市、塩竈市、多賀城市、 岩沼市、栗原市、大崎市	8,000 円
白石市、角田市	7,000 円
名取市、登米市、富谷市	6,000 円
気仙沼市	7,000 円～7,500 円

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 7 年 9 月 石巻市新型コロナウイルス感染症予防接種実施要綱の一部改正
（施行予定年月日：令和 7 年 9 月 3 日）
石巻市医師会及び桃生郡医師会と委託業務に関する変更契約書の締結
10 月 市ホームページ、市報等による周知
接種開始予定（接種期間：令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで）

⑨ その他